

発議第 1 号

ガザ地区の即時停戦に向けた外交努力を求める意見書の提出
について

上記の議案を地方自治法第 1 1 2 条及び会議規則第 1 4 条の規定により別紙のとおり提出します。

令和 6 年 6 月 2 1 日

提出者 南陽市議会議員 須藤清市

賛成者 同 中村孝律

賛成者 同 小松武美

賛成者 同 高橋一郎

賛成者 同 遠藤榮吉

南陽市議会議長 遠藤 榮 吉 殿

ガザ地区の即時停戦に向けた外交努力を求める意見書

イスラエルとパレスチナのイスラム組織ハマス（以下「ハマス」という）の軍事衝突により、パレスチナ自治区ガザ地区（以下「ガザ地区」という）における人道状況は深刻な危機に直面しています。

6月17日の報道によれば、死者は3万7千人を超え、そのうちの半数以上を女性と子どもが占めているといわれています。国際人道法及び国際人権法によれば、無差別攻撃は禁止されており、イスラエルとハマス双方の行為はこれら国際法に違反しています。

このような状況において、国際紛争解決の手段としての戦争を永久に放棄した国として日本の果たすべき役割は大きい。「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」という日本国憲法前文の文言は、今のイスラエルとパレスチナにおいても共有されるべきものといえます。

南陽市は1988年、南陽市非核、平和都市宣言をもって世界の恒久的な平和を願う立場を表明しました。平和を希求する南陽市民として、この度のガザ地区の惨状を看過することはできません。さらなる民間人の被害を止め、人道支援を届けるためには、即時停戦が急務であります。

以上の主旨により、一刻も早い恒久的な停戦のため、日本政府に対し、停戦実現に向けた積極的な外交努力を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和6年6月21日

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
総務大臣 殿
外務大臣 殿

南陽市議会議長 遠藤 榮吉